

石川県へ移住して創業する方を応援します！

「ふるさとの石川県でお店をやりたい」

「初めて移り住むけど、石川県で何か起業してみたい」

石川県では、現在県外から石川県へ移住して創業する方に対し、以下のような制度を用意しています。

①創業者向け融資制度

(県内で創業される方であれば、県外からの移住者でなくても利用できます)

◆創業者支援融資

限度額 20,000 千円 利率 1.8%以内

◆小口零細融資（創業者支援分）

限度額 12,500 千円 利率 1.7%以内

さらに、女性、若者（29 歳以下）、シニア（55 歳以上）の方であれば、**利率 1.5%以内！**

※石川県信用保証協会の保証が必須となります。（別途、保証料がかかります。）



さらに、創業者向け融資制度利用する方が、**県外から石川県へ移住してきた方**である場合…

②移住創業者無利子化補助金の対象となります！

「移住創業者無利子化補助金」とは…

県外から移住して創業し、上記の創業者向け融資制度を利用される方が、**3 年間、実質無利子（※）**で融資が受けられる制度です。

※一度金融機関へ利息をお支払いいただき、後から商工会議所・商工会を通じて支払済みの利息相当分を補助金として支給します。

※上記制度の認定は県内各市町の商工会議所・商工会で行っています。

＜お問い合わせ先＞

七尾商工会議所 経営支援課 (TEL: 54-8888 FAX: 54-8811)